

「権利が侵害されている」とは、民法第 709 条の「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」と同趣旨であるが、「権利が不当に侵害されている」とは、単に違法な権利侵害があることに加えて、正当防衛のような違法性阻却事由等がないことをも含む意である。これは、表現の自由との関係で本項の要件についてはできる限り限定的に規定することが望ましいことによるものである。また、一般的に不法行為における違法性阻却事由についての主張・立証責任は加害者側にあるとされているが、本条においても、特定電気通信役務提供者が違法性阻却事由がないことを主張・立証するのではなく、その情報の発信者が違法性阻却事由があることを主張・立証することになる。

(ii) 「信じるに足りる相当の理由があった」

特定電気通信役務提供者が情報の送信を防止するための措置を講じている場合には、当然、当該情報が他人の権利を侵害するものと考えた上で措置をしているはずであるが、当該情報が他人の権利を侵害するものでなかった場合であっても、通常の注意を払っていてもそう信じたことが止むを得なかったときには、責任を負わないこととするものである。どのような場合に「相当の理由」があるとされるのかは、最終的には司法判断に委ねられるところであるが、例えば、次のような場合は、相当の理由があるものとされよう。

- ・ 発信者への確認その他の必要な調査により、十分な確認を行った場合
- ・ 通常は明らかにされることのない私人のプライバシー情報（住所、電話番号等）について当事者本人から連絡があった場合で、当該者の本人性が確認できている場合

⑥ 要件（第2号）

権利を侵害する情報の流通による被害の拡大を防止するという観点から、流通する情報の内容にかかわらず客観的・外形的な基準に従って、問題とされる情報の送信を防止するための措置を講じても、特定電気通信役務提供者は、損害賠償責任を問われないこととするものである。具体的には、発信者の表現行為を過度に制約することとならないよう、権利を侵害されたとする者からの申出により発信者に対して照会をし、意見表明の機会を与えたにもかかわらず、発信者から一定の期間を経過しても何らの申出もない場合とするものである。一方の当事者が自らの権利の侵害があることを主張している中で、他方の当事者が、意見表明の機会を与えられているにもかかわらず、何ら自らの権利等に係る主張を行わない場合であることから、当事者間の利害の平衡を考え、このような客観的・外形的な判断にも妥当性があるものと考えられるためである。

(i) 「自己の権利を侵害されたとする者」

申出を行うことができるのは、「自己の」権利を侵害されたとする者であり、知り合いの権利や特定個人の権利とは言えないような社会的な法益等自己以外の者の権利が侵害され